

規制の事前評価書

(特定商取引分野における規制の整備)

所管部局課室名：消費者庁取引対策課

電話：03-3507-9210

メールアドレス：g.torihiki_hourei@caa.go.jp

評価年月日：平成29年4月25日

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

高齢化の進展を始めとする社会経済情勢の変化や悪質事業者の手口の巧妙化・複雑化への対応を行うため、平成28年6月3日、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第60号。以下「改正法」という。）が公布されたところであり、改正法の施行（公布から1年6月以内の政令で定める日）に向けて特定商取引に関する法律施行令（以下「政令」という。）の規定を整備する必要がある。政令においては、改正法の委任を受けた規定を整備するほか、平成28年1月の消費者委員会答申¹（以下「答申」という。）において、政令を改正して対応すべきとされた事項について、答申を踏まえて所要の改正を行う必要がある。具体的には、以下の2点について新たに規制を設けることとする。

①密接関係者の範囲

特定商取引に関する法律（以下「法」という。）に基づき主務大臣による報告徴収、資料提出及び立入検査（以下「立入検査等」という。）の対象となる密接関係者として、政令第17条の2で以下の者が規定されている。

- (i) 特定継続的役務提供等契約における関連商品の販売を行う者
- (ii) 業務提供誘引販売取引に係る業務の提供を行う者
- (iii) 訪問購入の対象となった物品の引渡しを受けた第三者
- (iv) 販売業者等が行う特定商取引に関する事項であって、取引の相手

¹ http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2015/doc/20160107_ts_toshin_gaiyou.pdf

方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者。

近年の法違反事例においては、販売業者等の親法人等が、法に基づく立入検査等の対象ではないことを奇貨として、脱法的に販売業者等に対して勧誘方法の指示等を行い、違法な勧誘等を主導している事案が存在している。このほか、販売業者等の子法人等が当該販売業者等の事業活動の実施に不可欠な役割を果たしている場合においては、当該子法人等についても立入検査の実施が必要となることが想定される。

こうした状況を踏まえ、答申において、「現在政令で列挙される者以外の関係を有する事業者等が、実際には違反事業者の業務運営に深く関与・主導し、経営方針の決定等にも関与・差配しているような例にも対応するため、立入検査の対象となる「密接関係者」の範囲を広げるため必要な政令改正が行われるべき」と記載されている。

②美容医療サービスと特定継続的役務の関係

美容医療については、美容を目的とする医療サービス、すなわち医療脱毛、脂肪吸引、審美歯科等が例として挙げられる。美容医療サービスに関する消費生活相談の件数は近年増加傾向にあり、独立行政法人国民生活センターのPIO-NET（パイオネット・全国消費生活情報ネットワーク・システム）に登録されたものは、2011年度の1,558件に対し、2014年度は2,337件と約1.5倍に増加している。その内容としては、長時間にわたる勧誘や強引な勧誘がされているものや、解約・返金が適切にされないものがみられる。

法第41条第2項は、特定継続的役務として、国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供される役務であって、以下の2要件のいずれにも該当するものを政令で指定することとしている。

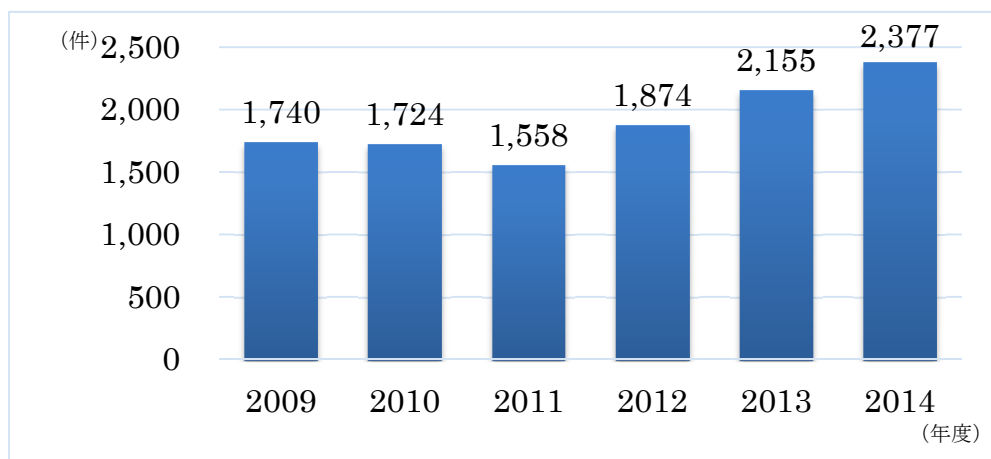
- (i) 役務の提供を受ける者の身体の美化又は知識若しくは技能の向上その他のその者の心身又は身上に関する目的を実現させることをもって誘引が行われるもの
- (ii) 役務の性質上、(i)に規定する目的が実現するかどうかは確実でないもの

現在、特定継続的役務の一つにいわゆるエステティックサロンの役務が指定されているが、これはエステティックサロンの従業員（エステティシャン）が脱毛等の施術を行うものである。他方で、形成外科医等の医師が美容医療契約に基づく医療脱毛として同様の行為を行った場合には、同種の効果をもたらす行為であるにもかかわらず、法の特定継続的役務

には該当しない。

上記を踏まえ、答申において、「美容医療契約に関しては、近年、不適切な勧誘や解約等に関する消費者トラブルが増加しているところ、一定期間以上の期間にわたり継続的に提供されるものについては、これを特定継続的役務と位置付けるべき」とされている。

○美容医療サービスに関する消費者相談の件数



出典：答申（第3回特定商取引法専門調査会 資料2）

（2）規制改正の目的

①密接関係者の範囲の拡大

近年の法違反事例において、販売業者等の親法人等が、法に基づく立入検査等の対象ではないことを奇貨として、脱法的に販売業者等に対して勧誘方法の指示等を行い、違法な勧誘等を主導している事案が存在している。これらの者を法に基づく立入検査等の対象とすることにより、販売業者等の行っている法違反行為の事実認定をより確実にを行うことを目的とする。

②美容医療サービスの特定継続的役務への指定

美容医療サービスのうち、一定期間以上の期間にわたり継続的に役務が提供されることが通例であるものを特定継続的役務に位置付けることにより、これらの役務について法に基づく勧誘規制、書面交付義務等の行政規制やクーリング・オフ、中途解約等の民事ルールの対象となる。これにより、取引の適正化及び消費者保護を図ることを目的とする。

(3) 規制改正の必要性

平成 28 年 1 月の答申は、内閣府消費者委員会に設置された特定商取引法専門調査会（消費者の利益を代弁する消費者団体の代表や事業者団体の代表、学識経験者等の委員から構成）で平成 27 年 3 月以降、計 18 回にわたる調査審議を重ねた結果をまとめたものである。今回の改正案は、答申の内容も踏まえ、政令改正によって対応を図るべきと整理された事項について必要な改正を行うものである。

(4) 規制改正の内容

(1) 及び (2) の内容を踏まえ、下記の政令改正を行うこととする。

①密接関係者の範囲の拡大

以下の者を新たに密接関係者（政令第 17 条の 2 の表）として規定する。

- (i) 販売業者等の子法人等²
- (ii) 販売業者等を子法人等とする親法人等³
- (iii) 販売業者等を子法人等とする親法人等の子法人等（当該販売業者等、(i) 及び (ii) に該当するものを除く。）
- (iv) 販売業者等の関連法人等⁴

②美容医療サービスの特定継続的役務への追加

以下の医療行為であって、美容を目的とするものを新たに特定継続的役務として指定する（役務の方法の詳細は主務省令で定めることとする）。

- (i) 脱毛
- (ii) にきび、しみ、そばかす、ほくろ、刺青等の除去又は皮膚若しくは肌の再生促進
- (iii) 肌のしわ、たるみ取り
- (iv) 脂肪の減少
- (v) 歯の漂白

² 親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等

³ 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配する法人等として主務省令で定めるもの

⁴ 法人等が出資、取締役等への就任、融資、債務保証、技術提供等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として主務省令で定めるもの

2. 想定される代替案

今回の改正案では、特定商取引分野における法令違反や消費者被害の発生を予防するとともに、仮に発生した場合でも速やかに是正することを目指している。このような目的を実現するための代替案としては、政令改正による規制の新設を行わないこととし、従来の範囲の密接関係者への立入検査等を通じて可能な限り販売業者等の法違反事実の証拠を集めることとすることが考えられる。また美容医療サービスについては事業者又は業界団体による自主規制の強化を促すことにより消費者被害の低減を図ることが考えられる。

①「密接関係者の範囲の拡大」の代替案

従来の範囲の密接関係者に対して、改正法により措置された立入検査時の質問権限等も活用し、可能な限り販売業者等の法違反事実の証拠を集めることとする。

②「美容医療サービスの特定継続的役務への指定」の代替案

事業者又は業界団体による自主規制の強化を促すことにより、消費者被害の低減を図ることとする。

3. 分析対象期間

改正法の分析対象期間と同じく、施行後5年を想定。

4. 費用及び便益を推計する際の比較対象

政令改正による規制強化を行わず、事業者又は業界団体による自主規制の強化の促進も行わない場合を比較対象とする。この場合、立入検査等の対象となる密接関係者の範囲は現行のままとなるが、上述のとおり密接関係者でない者が実質的に販売業者の法違反行為を指示しているようなケースでは、当該違反行為に係る証拠の認定を行うことが困難となり、消費者被害を抑止するための行政処分を行うことができなくなる。

また、美容医療サービスの消費生活相談件数が増加傾向にあることから、規制強化等を行わない場合の消費生活相談件数は引き続き増加傾向をたどることになると考えられる。

5. 規制の費用

【改正案の場合】

(1) 遵守費用

①密接関係者の範囲の拡大

新たに密接関係者となる者は、主務大臣への報告や書類の提出が求められ、また、事業所への立入検査への対応の必要が生じることとなるが、これらは法の施行のため特に必要があると認められるときにのみ行われるものである。法に基づき適正に業務を営む販売業者等の密接関係者については上記の対応は不要であり、特段の遵守費用は発生しない。

②美容医療サービスの特定継続的役務への指定

特定継続的役務提供を行う場合、契約の相手方への交付書類の作成義務（法第 42 条）や事業所への書類の備付け（法第 45 条）に関する費用、契約の相手方からのクーリング・オフや中途解約（法第 48 条、第 49 条）に応じるための費用等が発生する。なお、不当な勧誘行為の禁止（法第 44 条）や虚偽・誇大広告の禁止（法第 43 条）等の規制については、通常の実業活動を行う限り当然に遵守されるものであることから、特段の遵守費用は発生しない。

(2) 行政費用

①密接関係者の範囲の拡大

行政機関において必要に応じて対象事業者に対する立入検査等を実施することによる費用が発生するが、現在の体制で対応可能と予想される。

②美容医療サービスの特定継続的役務への指定

対象となる事業者及び消費者への周知啓発活動や、事業者の法違反行為の是正に要する費用が発生するが、現在の体制で対応可能と予想される。

(3) その他の社会的費用

①、②共に、特段の社会的費用は発生しない。

【代替案の場合】

(1) 遵守費用

①「密接関係者の範囲の拡大」の代替案

密接関係者の範囲が広がらないことから、特段の遵守費用は発生しない。

②「美容医療サービスの特定継続的役務への指定」の代替案

消費者被害の発生を抑止するため、業界団体等において消費者保護のためのガイドライン等を作成し、それを業界において遵守するための費用が発

生ずる。

(2) 行政費用

①、②共に、特段の行政費用は発生しない。

(3) 社会的費用

①「密接関係者の範囲の拡大」の代替案

販売会社の親法人等が実質的に販売業者の法違反行為を指示しているようなケースでは、当該販売業者に対する行政処分を行う際の証拠資料を十分に集めることができず、その結果、行政処分を効果的に行うことができないこととなり、当該事業者による消費者被害の拡大を防止することができない。

②「美容医療サービスの特定継続的役務への指定」の代替案

業界団体が自主規制策を講じたとしても、当該団体に加盟しない事業者には効果がなく、そうした事業者による消費者被害の発生を防止することができない。

6. 規制の便益

【改正案の場合】

①密接関係者の範囲の拡大

事業者の法違反行為に係る証拠をより確実に入手することができるようになり、法違反行為を行う事業者への迅速かつ効果的な行政処分を行うことを通じて、消費者被害の拡大の防止に寄与することとなる。

②美容医療サービスの特定継続的役務への指定

特定継続的役務提供となる美容医療契約について、勧誘規制、書面交付義務等の行政規制やクーリング・オフ、中途解約等の民事ルールの対象となることにより、取引の適正化と消費者保護に資することが期待される。

【代替案の場合】

①「密接関係者の範囲の拡大」の代替案

特段の便益は発生しない。

②「美容医療サービスの特定継続的役務への指定」の代替案

一般的に自主規制には拘束力がないことや、業界団体に所属しない事業者には効果が期待できないこと等から、改正案と比較して限定的な効果しか生じないと想定される。

7. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

改正案における密接関係者の範囲の拡大は、販売業者等の法違反行為をより迅速かつ確実に認定し、効果的な行政処分を行うためのものであるが、法に基づき適正に業務を営む販売業者等の密接関係者については特段の費用は発生しないことから、規制導入が妥当と考えられる。

また、美容医療サービスの特定継続的役務への指定は、これまで法の対象外であった業種について法の対象にするものであるが、法の対象にするのは必要最小限度（当該業種のうち消費生活相談件数の多い一部の取引形態についてのみ）であり、規制の費用と規制により得られる便益（消費者被害の低減）を比較して、妥当と考えられる。

8. 代替案との比較

以上の分析を踏まえると、代替案は、追加的に発生する費用は少ないと評価し得るものの、自主規制の強化等によって十分な便益を得られるものとも言い難い以上、妥当ではない。

9. 有識者の見解その他関連事項

平成 27 年 12 月、有識者を構成員とした専門調査会において報告書が取りまとめられ、本報告書を踏まえて改正案を立案していることは前記のとおり。

10. レビューを行う時期又は条件

改正法と併せてレビューを行うこととする。具体的には改正法の施行後 5 年を経過した場合において、特定商取引法の施行の状況について検討を加えることとする（改正法の附則第 6 条において同旨が規定されている）。さらに、5 年を経過していない場合であっても必要があると認めるときは見直しを行うこととする。

11. 備考

特になし。

（以 上）